

短答式試験問題集
[民法・商法・民事訴訟法]

[民法]

〔第1問〕(配点：2)

失踪宣告に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 1])

- ア. 不在者の推定相続人は、家庭裁判所に失踪宣告の請求をすることができる。
- イ. 死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、その危難が去った後1年間明らかでないことを理由として失踪宣告がされた場合には、失踪宣告を受けた者は、その危難が去った時に死亡したものとみなされる。
- ウ. 失踪宣告を受けて死亡したものとみなされたAから甲土地を相続したBが、Cに甲土地を売却した後に、Aの失踪宣告が取り消された。この場合において、CがAの生存につき善意であったときは、Bがこれにつき悪意であったとしても、その取消しは、BC間の売買契約による甲土地の所有権の移転に影響を及ぼさない。
- エ. 失踪宣告が取り消された場合、失踪宣告によって財産を得た者は、失踪者の生存につき善意であっても、財産を得ることによって受けた利益の全額を失踪者に返還しなければならない。
- オ. 失踪宣告を受けて死亡したものとみなされたAが、失踪宣告が取り消される前に、Bから甲土地を買い受けた場合、この売買契約は、失踪宣告がされたことにつきBが善意であるときに限り効力を有する。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第2問〕(配点：2)

AのBに対する契約の解除の意思表示に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 2])

- ア. Aが未成年者であるBに対して契約を解除する旨の通知書を発送したところ、Bがその通知書を受け取り、Bの法定代理人がその解除の意思表示を知るに至った。この場合、Aは、その意思表示をもってBに対抗することができる。
- イ. Aは、Bに対して契約を解除する旨の通知書を何度も発送したが、Bは、正当な理由なく、その受取を拒んだ。この場合、Aがした解除の意思表示は、到達したものとみなされる。
- ウ. Aは、Bに対して契約を解除する旨の通知書を発送した後に死亡し、その後、その通知書がBのもとに到達した。この場合、Aがした解除の意思表示は、その効力を妨げられない。
- エ. Aは、Bに対して契約を解除する旨の通知を電子メールで発信したが、通信システムの不具合によりその通知はBに到達しなかった。この場合、Aがした解除の意思表示は、その効力を生ずる。
- オ. Aは、Bに対して契約を解除する旨の通知書を発送しようとしたが、Bの所在を知らず、公示の方法によって解除の意思表示をした。この場合、Bの所在を知らないことについてAに過失があったとしても、Aがした解除の意思表示は、その効力を生ずる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第3問〕（配点：2）

物権的請求権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 3〕）

ア. 甲土地の所有者Aは、Bが所有する乙土地上に甲土地のための通行地役権の設定を受けた。その後、Bが乙土地上に大型トラック丙を駐車してAによる乙土地の通行を妨げた場合、Aは、Bに対して通行地役権に基づき丙の撤去を請求することができる。

イ. A、B及びCが甲土地を持分3分の1ずつで共有している場合、Cは単独で、甲土地を何の権原もなく占有するDに対して甲土地の明渡しを請求することができない。

ウ. Aは、Bが所有する甲土地上に何の権原もなく乙建物を建築し、その所有権保存登記がされた。その後、Aが乙建物をCに売却して所有権を移転した場合、Cへの所有権移転登記がされていなくても、Bは、Cに対して所有権に基づき乙建物の収去を請求することができる。

エ. Aが所有する甲土地にBのために抵当権が設定され、その登記がされた後、Cは、甲土地上にAが所有する樹木を何の権原もなく伐採し始めた。この場合、Bは、被担保債権の弁済期前であっても、Cに対して伐採の禁止を請求することができる。

オ. 甲土地に設定された第一順位の抵当権の被担保債務が消滅したにもかかわらずその登記が抹消されていない場合、甲土地の第二順位の抵当権者は、第一順位の抵当権者に対してその登記の抹消を請求することができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第4問〕（配点：2）

Aは、自己の所有する甲土地を利用するため、B所有の乙土地の一部に通路を開設し、その通路を通行していた。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 4〕）

ア. Aは、Bから通行地役権の設定を受けていたが、未登記であった。Aによる通路の利用を認識していたものの通行地役権の存在は知らなかったCがBから乙土地を譲り受けた場合、Aは、Cに通行地役権を対抗することができる。

イ. AがBから通行地役権の設定を受けていた場合において、その後、Aがこの通路を全く通行しなくなったときは、Aの地役権は、Aが通路を通行した最後の時を起算点として消滅時効にかかる。

ウ. Aは、Bから通行地役権の設定を受けずに通路を開設して通行していたが、Bはそのことを知りつつ黙認していた。この場合、Aは、Bに対して通行の対価を支払っていなければ、通行地役権を時効取得することができない。

エ. AがBから通行地役権の設定を受けていた場合、Aは、乙土地の通行を必要とするCに対し、甲土地の所有権を譲渡することなく、その通行地役権のみを譲渡することができる。

オ. Aが甲土地の2分の1の持分をCに譲渡して、A及びCが甲土地を共有するに至った場合において、Aが通行地役権を時効により取得したときは、Cも通行地役権を取得する。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第5問】（配点：2）

AがBに賃貸しているA所有の甲建物にCのための抵当権が設定され、その登記がされている。この場合における抵当権に基づくCの物上代位権の行使に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

（解答欄は，[No. 5]）

ア． Cのための抵当権の設定登記がされた後にBがAに対して金銭を貸し付け、その貸金債権の弁済期が到来した場合、AのBに対する賃料債権についてCが物上代位権を行使して差押えをした後であっても、Bは、Aに対する貸金債権を自働債権とし、Aの賃料債権を受働債権とする相殺をもって、Cに対抗することができる。

イ． AのBに対する賃料債権についてCが物上代位権を行使して差押えをした場合において、BがCに賃料を支払わないままA・B間の賃貸借契約が終了し、Bが甲建物をAに明け渡した。この場合において、BがAにあらかじめ敷金を預託していたときは、Cが差し押さえた賃料債権は、敷金の充当によりその限度で消滅する。

ウ． Bが甲建物をDに転貸した場合、Cは、BをAと同視することが相当であるときを除き、BのDに対する転貸賃料債権について物上代位権を行使することができる。

エ． AのBに対する賃料債権をAの一般債権者Eが差し押さえて転付命令を取得し、その転付命令がBに送達された後は、Cは、同一の債権を差し押さえて物上代位権を行使してEに対抗することができない。

オ． AのBに対する賃料債権をAの一般債権者Eが差し押さえ、その差押命令がBに送達された後に、AがCのために甲建物に抵当権を設定し、その登記がされた場合、Cは、同一の債権を差し押さえて物上代位権を行使してEに対抗することができない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第6問】（配点：2）

抵当権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No. 6]）

ア． 土地に抵当権が設定された後にその土地上に建物が築造された場合、抵当権者は、抵当権が設定されていない当該建物をその土地とともに一括して競売することができる。

イ． 甲土地の所有権が自己にあると過失なく信じて10年間その占有を継続した者は、甲土地の抵当権の存在につき悪意であったときは、甲土地の所有権を時効取得することができない。

ウ． Aが甲土地を賃借したが、その対抗要件を具備しない間に、甲土地にBのための抵当権が設定されてその登記がされた。Aは、この登記がされた後、賃借権の時効取得に必要とされる期間、甲土地を継続的に用益したとしても、競売により甲土地を買い受けたCに対し、賃借権を時効により取得したと主張して、これを対抗することができない。

エ． AがB所有の甲土地を占有して取得時効が完成した後、所有権移転登記がされることのないまま、甲土地にCのための抵当権が設定されてその登記がされた。Aがその後引き続き時効取得に必要とされる期間、甲土地の占有を継続し、その期間の経過後に取得時効を援用した場合は、AがCの抵当権の存在を容認していたときであっても、Cの抵当権は消滅する。

オ． 債務の弁済と、当該債務の担保として設定された抵当権の設定登記の抹消登記手続とは、同時履行の関係に立つ。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第7問】（配点：2）

債権者代位権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No. 7]）

- ア．債権者が債務者に属する権利を行使するためには、被保全債権がその権利の発生の前原因に基づいて生じたものでなければならない。
- イ．債権者は、債務者に属する権利であって差押えを禁じられたものについては、行使することができない。
- ウ．債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。
- エ．債権者は、債務者が第三者に対して負う債務に係る消滅時効の援用権を代位行使することができない。
- オ．債権者が被代位権利の行使の事実を債務者に通知した場合であっても、債務者は被代位権利を行使することができる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第8問】（配点：2）

AのBに対する1000万円の貸金債権（以下「甲債権」という。）につき、Cが保証した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No. 8]）

- ア．CのAに対する債務が連帯保証債務になるのは、AC間で連帯保証契約が締結されるのに加えて、BC間で連帯の特約がされた場合である。
- イ．Cが甲債権につき消滅時効を援用した場合でも、Bが消滅時効を援用しない限り、AはBに対して1000万円の支払を請求することができる。
- ウ．Cの保証債務が連帯保証債務であり、AがCに対してその履行を求めて訴えを提起した場合には、Bとの関係でも、時効の完成が猶予される。
- エ．CがAを単独相続した場合には、Cの保証債務は消滅する。
- オ．Cの保証債務が連帯保証債務であり、Dも甲債権について連帯保証をしていた場合には、CとDが負う連帯保証債務の額は各500万円となる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第9問〕（配点：2）

AのBに対する金銭債権（以下「甲債権」という。）とBのAに対する金銭債権（以下「乙債権」という。）との相殺に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 9〕）

- ア. 甲債権と乙債権の両方の弁済期が到来した後、甲債権がAからCに譲渡され、その対抗要件が具備された。この場合において、Bは、CがBのCに対する金銭債権（丙債権）と甲債権とを相殺した後であっても、乙債権と甲債権との相殺をもってCに対抗することができる。
- イ. 乙債権は、Aの債権者であるDが甲債権を差し押さえた後に、Bが他人から譲り受けたものであった。この場合、乙債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるとしても、Bは、乙債権と甲債権との相殺をもってDに対抗することができない。
- ウ. 甲債権は、Bの悪意による不法行為に基づいて生じたEのBに対する損害賠償債権を、AがEから譲り受けたものであった。この場合、Bは、乙債権と甲債権との相殺をもってAに対抗することができる。
- エ. 甲債権の弁済期が到来した後に、Aの債権者であるFが甲債権を差し押さえた場合には、Bは、差押え前に取得していた乙債権の弁済期到来前であっても、乙債権と甲債権との相殺をもってFに対抗することができる。
- オ. Aが甲債権をGに譲渡し、その対抗要件が具備された後、Bが乙債権を取得した。この場合において、Bは、乙債権が対抗要件具備時より前の原因に基づいてA B間で生じた債権であっても、乙債権と甲債権との相殺をもってGに対抗することができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

〔第10問〕（配点：2）

A B間の売買契約において、売主Aが買主Bに対して引き渡した目的物の数量が不足しており、契約の内容に適合しない場合の買主Bの権利に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 10〕）

- ア. 数量の不足がA Bいずれの責めにも帰することができない事由によって生じた場合、BはA B間の売買契約を解除することができない。
- イ. 数量の不足がBの責めに帰すべき事由によって生じた場合、BはA B間の売買契約を解除することができない。
- ウ. 数量の不足がBの責めに帰すべき事由によって生じた場合、不足分の引渡しが可能であっても、Bは不足分の引渡しを請求することができない。
- エ. 不足分の引渡しが可能であり、Aがその引渡しを申し出た場合であっても、Bは、その申出を拒んで直ちに代金の減額を請求することができる。
- オ. Bが数量の不足を知った時から1年以内にその旨をAに通知しない場合には、Aが引渡しの際に数量の不足を知り又は重大な過失によって知らなかったときを除き、Bは損害賠償の請求をすることができない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

【第11問】（配点：2）

寄託に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.11]）

ア．寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

イ．受寄者は、寄託者の承諾を得なくても、やむを得ない事由があるときは、寄託物を第三者に保管させることができる。

ウ．受寄者は、寄託物について権利を主張する第三者から訴えを提起された場合には、寄託者が既にこれを知っているときを除き、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。

エ．当事者が寄託物の返還の時期を定めた場合には、寄託者は、その返還の時期が到来するまで寄託物の返還を請求することができない。

オ．複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得なくても、これらを混合して保管することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第12問】（配点：2）

不法行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.12]）

ア．未成年者が他人に損害を加えた場合、その未成年者の親権者が損害賠償責任を負うことはあっても、未成年者が損害賠償責任を負うことはない。

イ．故意又は過失によって一時的に自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態を招いた者は、その状態にある間に他人に加えた損害について賠償責任を負う。

ウ．使用者が被用者の加害行為につき使用者責任に基づいて第三者に損害賠償をした場合であっても、使用者の被用者に対する求償権は生じない。

エ．請負人がその仕事について第三者に損害を加えた場合、注文又は指図について過失のない注文者は、その第三者に対する損害賠償責任を負わない。

オ．人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権は、時効によって消滅しない。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

【第13問】（配点：2）

親子関係に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 13]）

- ア. 妻が夫と婚姻中に懐胎し、子を出産した場合において、夫と子との間に生物学上の父子関係が認められないことが科学的証拠により明らかであるときは、子は、親子関係不存在確認の訴えにより、夫との法律上の父子関係を否定することができる。
- イ. 妻が、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の規定に基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた夫と婚姻中に懐胎し、子を出産した場合には、子は夫の嫡出子と推定される。
- ウ. 妻が、夫の死亡後に、凍結保存されていた夫の精子を用いて懐胎し、子を出産した場合において、夫が生前にその精子を用いて懐胎することに同意していたときであっても、死後認知によって夫と子との間に法律上の父子関係が認められることはない。
- エ. 婚姻の届出から1か月後に妻が出産した子について夫がその子との間の法律上の父子関係を否定しようとする場合、婚姻前に数年にわたり内縁関係が先行するときは、嫡出否認の訴えによらなければならない。
- オ. 生物学上の父子関係がないことを知りながら認知をした者は、認知無効の訴えを提起することができない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

【第14問】（配点：2）

被相続人Aの配偶者Bは、Aの死亡時に、Aの財産に属していた甲建物に居住していた。この場合における甲建物についてのBの配偶者居住権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 14]）

- ア. ABの子であるCが、Aの死亡時に甲建物をAと共有していた場合は、Bは、配偶者居住権を取得しない。
- イ. 配偶者居住権を取得したBは、その配偶者居住権を譲渡することができる。
- ウ. 配偶者居住権を取得したBは、甲建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。
- エ. 相続によりAから甲建物の所有権を取得したDは、配偶者居住権を取得したBに対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。
- オ. 遺贈によりBが配偶者居住権を取得した後、遺産分割によりB及び相続人Eが甲建物の共有持分をそれぞれ有するに至った場合は、その配偶者居住権は消滅する。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第15問〕（配点：2）

遺留分に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 15〕）

ア．相続人が配偶者と妹一人のみであった場合には、妹は、遺留分を算定するための財産の価額に8分の1を乗じた額を遺留分として受ける。

イ．遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額である。

ウ．相続開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

エ．共同相続人の一人が遺留分を放棄した場合は、他の各共同相続人の遺留分が増加する。

オ．遺留分権利者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

[商法]

〔第16問〕（配点：2）

株式会社の設立に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.16]）

- ア．定款の認証の手数料は、定款に記載又は記録がない場合でも、成立後の株式会社が負担する。
- イ．判例の趣旨によれば、定款に記載又は記録しないでされた財産引受けは無効であるが、成立後の株式会社が追認すれば遡って有効になる。
- ウ．発起人が2人以上ある場合において、定款に記載又は記録しないで、各発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数を定めようとするときは、発起人の過半数の同意を得れば足りる。
- エ．発起人は、引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額を払い込んだ時に、当該設立時発行株式の株主となる。
- オ．発起人でない者も、設立時取締役になることができる。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第17問〕（配点：2）

譲渡制限株式を発行する株式会社に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.17]）

- ア．事前に株式会社の承認を得ることなくその発行する譲渡制限株式を取得した者は、当該株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求する場合に、その請求と併せて、当該株式会社が承認をしない旨の決定をするときには当該株式会社又は指定買取人が当該譲渡制限株式を買い取ることも請求しなければならない。
- イ．判例の趣旨によれば、株券を発行する株式会社の株主が当該株式会社の事前の承認を得ることなくその発行する譲渡制限株式を譲渡する旨の合意をして株券を交付した場合には、当該譲渡は、当該株式会社に対する関係では効力を生じないが、当事者間では有効である。
- ウ．株式会社は、その発行する譲渡制限株式を相続により取得した者に対し、当該譲渡制限株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。
- エ．譲渡制限株式を他人に譲渡しようとする株主がその株式会社に対して譲渡を承認するか否かの決定をすることを請求した場合において、当該株式会社がその請求の日から2週間又は定款で定めたそれより短い期間内に決定の内容を通知しなかったときは、当該株式会社は、当該株主との間に別段の合意のない限り、譲渡を承認しない旨の決定をしたものとみなされる。
- オ．株式会社がある種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要することの定めを設ける定款の変更をする場合には、当該種類の株式を目的とする新株予約権を有する新株予約権者は、当該株式会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ オ

〔第18問〕（配点：2）

新株予約権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.18〕）

- ア. 募集新株予約権についての払込期日が定められている場合において、新株予約権者が当該払込期日までに募集新株予約権の払込金額の全額の払込みをしないときは、当該募集新株予約権は消滅する。
- イ. 新株予約権者は、募集新株予約権の払込金額の全額の払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付しようとする場合だけでなく、その株式会社に対する債権をもって相殺する場合にも、当該株式会社の承諾を得なければならない。
- ウ. 新株予約権者は、現物出資財産の実際の価額が新株予約権の内容として定められた現物出資財産の価額に著しく不足することについて、善意でかつ重大な過失がないときであっても、その株式会社に対し、当該不足額を支払う義務があり、新株予約権の行使に係る意思表示を取り消して、その支払義務を免れることはできない。
- エ. 公開会社でない取締役会設置会社は、新株予約権を引き受ける者の募集をするに当たって株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えることを決定する場合において、取締役会の決議によって募集事項等を定めることができる旨の定款の定めを設けることはできない。
- オ. 株式交換完全親株式会社は、株式交換契約に定めることにより、株式交換に際して、株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる当該株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付することができる。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第19問〕（配点：2）

共有に属する株式についての権利行使者の指定及び株式会社に対するその通知（以下「権利行使者の指定及び通知」という。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.19〕）

- ア. 判例の趣旨によれば、権利行使者の指定及び通知がされている場合であっても、株主総会の決議事項について、その株式の共有者の間に意見の相違が生じたときは、権利行使者として指定された者は、自己の判断に基づいて議決権を行使することができない。
- イ. 共有に属する株式につき株主総会における議決権を行使する者については、株主総会の都度、権利行使者の指定及び通知がされなければならない。
- ウ. 判例の趣旨によれば、権利行使者の指定及び通知を要する旨の会社法の規定は、民法の共有の規定に対する特別の定め当たる。
- エ. 判例の趣旨によれば、各共有者の持分の価格に従い、その過半数を有する株式の共有者は、権利行使者の指定及び通知がされなければ、その株式会社の同意があっても、取締役選任決議の議決権を行使することはできない。
- オ. 判例の趣旨によれば、株式を相続により共有するに至った共同相続人は、株主としての地位に基づき株主総会決議不存確認の訴えを提起する場合であっても、権利行使者の指定及び通知がされていないときは、特段の事情がない限り、原告適格を有しない。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第20問】（配点：2）

株主総会に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.20]）

- ア. 公開会社でない取締役会設置会社においては、定款の定めによっても、株主総会の招集の通知を発する時期を株主総会の日から1週間前よりも短縮することはできない。
- イ. 株式会社が株主に対してする通知又は催告が5年以上継続して到達しない場合には、当該株式会社は、当該株主に対し、株主総会の招集の通知を発する必要はない。
- ウ. 株主総会決議取消しの訴えに係る請求を棄却する確定判決は、第三者に対しても、その効力を有する。
- エ. 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集しなければならない。
- オ. 監査役設置会社において、株主が株主総会の議事録を閲覧又は謄写するためには、裁判所の許可を得る必要がある。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

【第21問】（配点：2）

監査役会設置会社における会計監査人に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.21]）

- ア. 会計監査人は、定時株主総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、定時株主総会に出席して意見を述べる義務がある。
- イ. 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し法令に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを取締役会に報告する義務がある。
- ウ. 会計監査人は、いつでも、会計帳簿の閲覧及び謄写をし、又は取締役に対し、会計に関する報告を求める権限がある。
- エ. 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求めることはできるが、その子会社の業務及び財産の状況の調査をする権限を有しない。
- オ. 監査役会を構成する監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

〔第22問〕（配点：2）

取締役の責任に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.22〕、〔No.23〕順不同）

1. 株式会社が当該株式会社の計算において株主の権利の行使に関して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をした取締役は、当該株式会社に対し、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。
2. 判例の趣旨によれば、会社法第429条第1項の役員等の責任について、取締役が第三者に対して賠償すべき損害の額を定めるに当たっては、当該第三者に過失があったとしても、過失相殺をすることはできない。
3. 剰余金の配当により株主に対して分配可能額を超える金銭が交付された場合において、当該剰余金の配当に関する職務を行った業務執行取締役が当該株式会社に対して配当額に相当する金銭を支払う義務は、その全額を総株主の同意により免除することができる。
4. 判例の趣旨によれば、株式会社の取締役を辞任した者は、その辞任登記が未了である場合において、当該株式会社の代表者に対して辞任登記を申請しないで不実の登記を残存させることにつき明示的に承諾を与えていたときは、辞任登記未了であるためその者が取締役であると信じて当該株式会社と取引をした第三者に対し、会社法第429条第1項の役員等として責任を負うことがある。
5. 新株予約権の募集に関する職務を行った業務執行取締役は、新株予約権を行使した新株予約権者が給付した現物出資財産の価額が新株予約権の内容として定められた価額に著しく不足する場合には、検査役の調査を経たときであっても、その株式会社に対し、当該不足額を支払う義務を負う。

（参照条文）会社法

第429条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 （略）

〔第23問〕（配点：2）

株式会社の計算に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.24〕）

1. 株式会社が資本金の額を減少する場合には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができる。
2. 株式会社は、株主総会の決議によることなく、剰余金の額を減少してその分を準備金とすることができる。
3. 設立に際して株主となる者が株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額のうち資本金として計上しないこととされた額は、資本準備金として計上されなければならない。
4. 株式会社における準備金の額の減少は、訴えによらなくてもその無効を主張することができる。
5. 株式会社は、資本金の額を減少した場合には、変更の登記をしなければならない。

〔第24問〕（配点：2）

持分会社に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.25〕）

- ア. 持分会社の定款には、社員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録しなければならない。
- イ. 持分会社の無限責任社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、他の社員の全員の承諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。
- ウ. 持分会社が当該持分会社の持分を取得した場合には、当該持分は、当該持分会社がこれを取得した時に、消滅する。
- エ. 持分会社は、その社員が死亡した場合に当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する旨の定款の定めを設けることはできない。
- オ. 持分会社は、出資の払戻しを請求するには他の社員の過半数の同意を要する旨の定款の定めを設けることはできない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

〔第25問〕（配点：2）

吸収合併に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.26〕）

- 1. 吸収合併に反対する消滅会社の株主であって、当該吸収合併をするための決議をする株主総会において議決権を行使することができる者が、株式買取請求権を行使するには、当該株主総会に先立って当該吸収合併に反対する旨を当該消滅会社に対し通知するとともに、当該株主総会において当該吸収合併に反対しなければならない。
- 2. その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けた存続会社は、吸収合併に際して消滅会社の株主に対して当該存続会社の株式を交付する場合には、当該株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額が当該存続会社の純資産額の5分の1を超えないときであっても、株主総会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。
- 3. 吸収合併が法令又は定款に違反する場合であって、消滅会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該消滅会社の株主は、当該消滅会社に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。
- 4. 吸収合併無効の訴えは、吸収合併の効力が生じた日から6か月以内に提起しなければならない。
- 5. 存続会社は、吸収合併契約締結日から吸収合併の効力発生日までの間、吸収合併契約の内容を記載した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないが、吸収合併の効力発生後はこれらを備え置く必要はない。

〔第26問〕（配点：2）

次のアからオまでの各事項に係る裁判手続のうち、訴訟手続ではなく会社法上の非訟事件の手続によるものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.27〕）

- ア. 株式の発行の差止め
- イ. 株式交換において反対株主による株式買取請求権が行使された場合の買取価格決定
- ウ. 自己株式の処分の無効
- エ. 株主総会の招集手続等に関する検査役の選任
- オ. 株式会社の取締役の解任

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

〔第27問〕（配点：2）

商業登記の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.28〕）

- ア. 商法の規定によって登記すべき事項は、登記の後でなければ、善意の第三者に対抗することができないが、登記の後であっても、その登記があることを正当な事由によって知らなかった第三者に対しては対抗することができない。
- イ. 株式会社の代表取締役として選定されていない者について、故意又は過失によりその就任の登記をした株式会社は、その事項が不実であることを悪意の第三者に対抗することができない。
- ウ. 商業登記には、登記された事項が真実であるという法律上の推定力がある。
- エ. 個人商人（小商人に当たる者を除く。）が商号を登記した場合において、その商号を変更したときは、変更の登記をしなければならない。
- オ. 判例の趣旨によれば、代表取締役の退任について株式会社が登記したときは、その後その者が当該株式会社の代表者として第三者とした取引については、民法の代理権消滅後の表見代理に関する規定が適用又は類推適用される。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

〔第28問〕（配点：2）

商行為に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.29〕）

1. 保証人がある場合において、債務が主たる債務者の商行為によって生じたものであるときは、当該主たる債務者及び当該保証人が各別の行為によって債務を負担したときであっても、その債務は、各自が連帯して負担する。
2. 国内陸上運送人の被用者の過失により運送品が運送途中に全部滅失した場合には、荷受人は、当該運送人に対し、当該運送品の滅失により生じた損害の賠償を請求することができる。
3. 匿名組合員は、営業者が匿名組合契約に基づく営業において負った債務について、当該匿名組合員が当該匿名組合契約の当事者であることをその債務に係る債権者が知っていたときに限り、営業者と連帯して弁済する責任を負う。
4. 商人間において金銭の消費貸借をしたときは、利息の約定がなくても、貸主は、法定利息を請求することができる。
5. 商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注意をもって、寄託物を保管しなければならない。

〔第29問〕（配点：2）

約束手形に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.30〕）

- ア. 全国銀行協会が規格・様式を定めた統一手形用紙によらないで振り出された約束手形も、有効である。
- イ. 振出人が第三者の住所で支払うべき旨が記載されている約束手形も、有効である。
- ウ. 約束手形の金額として数字で二つの金額が記載されている場合において、それら二つの金額に差異があるときは、当該約束手形は無効である。
- エ. 判例の趣旨によれば、振出日として記載された日より前の日が満期として記載されている確定日払いの約束手形は、無効である。
- オ. 判例の趣旨によれば、暦に存在しない平年における2月29日が満期として記載されている約束手形は、無効である。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第30問〕（配点：2）

手形上の権利を行使する代理権を付与する目的をもって通常の譲渡裏書の方式とする裏書（隠れた取立委任裏書）について、手形上の権利は依然として裏書人にあり、被裏書人は単に手形上の権利行使の資格と権限を授与されるにすぎないとする見解がある。AがBに対して約束手形を振り出し、BがCに隠れた取立委任裏書をした場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、この見解からの結論と整合しないものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.31〕）

- ア. 手形債務者Aは、被裏書人Cに対する人的抗弁をもって被裏書人Cに対抗することができない。
- イ. 手形債務者Aは、裏書人Bに対する人的抗弁をもって被裏書人Cに対抗することができない。
- ウ. 裏書人Bは、被裏書人Cに対して担保責任を負わない。
- エ. 被裏書人Cにつき破産手続が開始された場合、裏書人Bは取戻権を有しない。
- オ. 取立委任の合意が解除されると、被裏書人Cの取立権限は消滅する。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

[民事訴訟法]

[第31問] (配点：2)

管轄に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。(解答欄は、[No. 32])

1. 訴え提起の時に被告の住所が受訴裁判所の管轄区域内になく、その訴えが当該受訴裁判所の管轄に属しない場合には、被告が訴訟係属中に当該受訴裁判所の管轄区域内に住所を移したときであっても、当該受訴裁判所がその訴訟の審理及び裁判をすることはできない。
2. 売買契約に基づく売買代金の支払を求める訴訟の第一審裁判所である地方裁判所は、当事者の移送の申立て及びこれに対する相手方の同意がある場合においても、訴訟が当該移送の申立てに係る地方裁判所の管轄に属しないときは、訴訟を移送することができない。
3. 所有権に基づき100万円の価額の自動車の引渡しを請求し、あわせて、その引渡しの執行の不能の場合のために100万円の損害賠償を請求する訴えは、簡易裁判所の管轄に属する。
4. 所有権に基づき土地の明渡しを求める訴えは、当該土地の価額が100万円にとどまる場合であっても、地方裁判所の管轄に属し、簡易裁判所の管轄には属しない。
5. 被告が、第一審の第1回口頭弁論の期日前において、管轄違いの抗弁を提出しないで期日の変更を申し立てたときは、そのことにより応訴管轄が生ずる。

[第32問] (配点：2)

多数当事者訴訟の各類型の意義とそれぞれの類型に当てはまる具体的な例に関する次のアからウまでの各記述について説明した後記1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。(解答欄は、[No. 33])

- ア. 通常共同訴訟は、共同訴訟のうち、訴訟共同の必要がなく、合一確定の必要もない類型のものをいう。通常共同訴訟に当たるものとして、不動産の全共有者であるX1及びX2が共同して当該不動産の登記名義人Yに対して提起する当該不動産全体の共有権に基づく所有権移転登記手続請求の訴えがある。
- イ. 固有必要的共同訴訟は、共同訴訟のうち、訴訟共同の必要がないが、合一確定の必要はある類型のものをいう。固有必要的共同訴訟に当たるものとして、不動産の全共有者であるX1及びX2が共同して当該不動産に隣接する不動産の所有者であるYに対して提起した筆界(境界)確定の訴えがある。
- ウ. 類似必要的共同訴訟は、共同訴訟のうち、訴訟共同の必要があるが、合一確定の必要がない類型のものをいう。類似必要的共同訴訟に当たるものとして、株主X1及びX2が共同して株式会社の取締役Yに対して提起した責任追及等の訴えがある。
1. アの前段及びイの前段は、いずれも正しい。
 2. アの後段及びイの後段は、いずれも誤っている。
 3. アの後段及びウの前段は、いずれも誤っている。
 4. イの後段は正しいが、ウの後段は誤っている。
 5. イの前段は誤っているが、ウの前段は正しい。

【第33問】（配点：2）

補助参加に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 34]）

- ア. 補助参加人は、補助参加をした訴訟において証人となることができる。
- イ. 補助参加の許否についての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- ウ. 訴訟告知を受けた者は、当然に当該訴訟における補助参加人の地位を取得する。
- エ. 原告を補助するためその訴訟に参加した補助参加人は、当該訴訟に係る訴えの取下げをすることができない。
- オ. 補助参加に係る訴訟における判決の補助参加人に対する効力（いわゆる参加的効力）は、判決の主文中の訴訟物に係る判断の前提として理由中でされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断には生じない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【第34問】（配点：2）

訴訟委任を受けた訴訟代理人に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 35]）

- ア. 訴訟代理人の権限は、書面で証明しなければならない。
- イ. 訴訟代理人は、和解条項中に訴訟物たる権利以外の権利に関する条項を含むものでない限り、当事者から和解についての特別の委任を受けていない場合であっても、訴訟上の和解をすることができる。
- ウ. 訴訟代理人の事実に関する陳述を当事者が直ちに更正したときは、その陳述は効力を生じない。
- エ. 訴訟代理人が故意又は重大な過失により真実に反して文書の成立の真正を争ったときであっても、訴訟代理人が過料に処せられることはない。
- オ. 訴訟代理人が適法に選任した訴訟復代理人は、訴訟代理人の死亡によっては訴訟代理権を失わない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

【第35問】（配点：2）

確定判決の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 36]）

- ア. Aを債務者とする債権がXに帰属することの確認を求める旨のXのYに対する訴訟において、請求を認容するとの判決が確定した場合に、この判決の効力は、Aに対して及ぶ。
- イ. Xが、Xに対して連帯債務を負うYとZのうちYに対してのみその債務の履行を求める訴訟において、相殺を理由として請求を一部棄却するとの判決が確定した場合に、この判決の効力は、Zに及ぶ。
- ウ. XのYに対する賃貸借契約の終了に基づく土地明渡請求訴訟において、賃料不払による解除を理由として請求を認容するとの判決が確定した場合に、この判決の効力は、この訴訟の口頭弁論終結の前からその土地を転借しているZに対しては及ばない。
- エ. XのYに対する動産引渡請求訴訟において、請求を認容するとの判決が確定した場合に、この判決の効力は、この訴訟の口頭弁論終結の前から、Yの委託に基づき無償でその動産を保管しているZに及ぶ。
- オ. Xが宗教法人Yの代表役員の地位にあることの確認を求める旨のXのYに対する訴訟において、請求を認容するとの判決が確定した場合に、この判決は、対世的効力を有しない。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

【第36問】（配点：2）

反訴に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 37]）

- ア．訴訟委任に基づく訴訟代理人は、特別の委任を受けることなく、反訴を提起することができる。
 - イ．補助参加人は、被参加人である被告のために反訴を提起することはできない。
 - ウ．反訴状は、反訴原告（本訴被告）が反诉被告（本訴原告）に対しその写しを直接送付することでも足り、裁判所が送達することを要しない。
 - エ．本訴取下げ後における反訴の取下げには、反诉被告の同意を要しない。
 - オ．上告審においては、相手方の同意がある場合に限り、反訴を提起することができる。
1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

【第37問】（配点：2）

口頭弁論の分離及び併合に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 38]）

- ア．主債務者と連帯保証人を共同被告として訴えが提起された場合に、裁判所は、不出頭の連帯保証人につき口頭弁論を分離して判決をすることができない。
 - イ．共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にある場合において、原告の申出があったときは、裁判所は、弁論及び裁判は分離しないでしなければならない。
 - ウ．離婚訴訟が家庭裁判所に係属中に、離婚原因である不貞行為によって生じた損害の賠償を求める訴えが地方裁判所に提起されたが、その地方裁判所が当該訴えに係る訴訟を離婚訴訟が係属する家庭裁判所に移送した場合には、移送を受けた家庭裁判所は、これらの訴訟に係る事件について口頭弁論の併合を命じなければならない。
 - エ．裁判所は、一つの請求について数個の独立した攻撃防御方法が提出されている場合には、それぞれの攻撃防御方法ごとに口頭弁論の分離を命ずることができる。
 - オ．裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合に、併合前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者から尋問の申出がないときは、その尋問をする必要はない。
1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

〔第38問〕（配点：2）

準備的口頭弁論と弁論準備手続に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No. 39〕，〔No. 40〕順不同）

1. 裁判所は、準備的口頭弁論を行うことについて当事者の意見を聴く必要はないが、事件を弁論準備手続に付するには当事者の意見を聴かなければならない。
2. 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うために必要があると認める場合には、準備的口頭弁論の期日においては証人尋問及び当事者尋問を行うことができるが、弁論準備手続の期日においては、これらを行うことはできない。
3. 裁判所は、準備的口頭弁論と弁論準備手続のいずれにおいても、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認める場合には、当事者の一方が期日に出頭したときに限り、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によってその期日における手続を行うことができる。
4. 裁判所は、相当と認めるときは、職権で弁論準備手続に付する裁判を取り消すことができるが、準備的口頭弁論は、当事者が期日に出頭している限り、争点及び証拠が整理されない段階で終了させることができない。
5. 裁判所は、準備的口頭弁論を受命裁判官に行わせることはできないが、弁論準備手続は受命裁判官に行わせることができる。

〔第39問〕（配点：2）

裁判上の自白（裁判所を拘束する効力を有するものに限る。以下同じ。）に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No. 41〕，〔No. 42〕順不同）

1. 所有権に基づく土地の所有権移転登記手続請求訴訟の口頭弁論の期日において、被告は、10年の取得時効の請求原因に対して、原告がその土地の占有の開始時においてその土地の所有権を有していないことを知っていたとの主張をした。これに対し、原告は、その期日において、被告が主張をしたこの事実を認めるとの陳述をした。この原告の陳述について、裁判上の自白が成立する。
2. 消費貸借契約に基づく貸金返還請求訴訟の口頭弁論の期日において、原告は、被告に対し100万円を貸し付けたとの主張をした。これに対し、被告は、当事者尋問において、原告から100万円を借り受けたことを認めるとの陳述をした。この被告の陳述について、裁判上の自白が成立する。
3. 所有権に基づく建物の明渡請求訴訟の口頭弁論の期日において、原告は、被告の占有の権原に関し、被告との間で当該建物の賃貸借契約を締結したとの陳述をした。これに対し、被告は、その期日において、当該建物は被告が所有するものであるとして、これを援用しなかった。この原告の陳述について、裁判上の自白が成立する。
4. 原告の被告に対する所有権に基づく土地の明渡請求訴訟とその反訴である被告の原告に対する時効取得を理由とする当該土地の所有権確認請求訴訟の口頭弁論の期日において、原告は、被告との間で当該土地の賃貸借契約を締結し、被告がこの賃貸借契約に基づいて当該土地を占有しているとの主張をした。これに対し、被告は、その期日において、原告から当該土地を賃借したことを認めるとの陳述をした。この被告の陳述について、裁判上の自白が成立する。
5. 売買契約に基づく売買代金支払請求訴訟の口頭弁論の期日において、原告は、売買契約書を提出して書証の申出をし、被告がその売買契約書を作成したとの主張をした。これに対し、被告は、その期日において、その売買契約書が真正に成立したことを認めるとの陳述をした。この被告の陳述について、裁判上の自白が成立する。

【第40問】（配点：2）

文書提出命令に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、[No. 43]）

1. 訴訟外の第三者である金融機関が所持する顧客の取引履歴が記載された取引明細書について文書提出命令の申立てがされた場合に、その顧客自身が訴訟の当事者として開示義務を負うときであっても、金融機関は、その保持する顧客の信用情報につき、商慣習上又は契約上、その顧客との関係で守秘義務を負うから、裁判所は、当該取引明細書の提出を命ずることはできない。
2. 公務員の職務上の秘密に関する文書について、当該監督官庁が、当該文書の提出により国の安全が害されるおそれがあることを理由として、当該文書がその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものに該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その提出を命ずることができない。
3. 裁判所は、専ら所持者の利用に供するための文書に当たる文書について、挙証者と当該文書の所持者との間の法律関係について作成された文書であることを理由として、その提出を命ずることができない。
4. 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が刑事事件に係る訴訟に関する書類に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。
5. 証拠調べの必要性がないことを理由とする文書提出命令の申立ての却下決定に対しては、証拠調べの必要性があることを理由として即時抗告をすることはできないが、文書提出命令に対して、証拠調べの必要性がないことを理由として即時抗告をすることはできる。

【第41問】（配点：2）

証拠保全に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No. 44]）

- ア. 訴え提起後における証拠保全の申立ては、最初の口頭弁論の期日が指定された後口頭弁論の終結に至るまでの間は、急迫の事情がある場合を除き、受訴裁判所にしなければならない。
- イ. 裁判所は、必要があると認めるときは、訴訟の係属中、職権で、証拠保全の決定をすることができる。
- ウ. 証拠保全として、文書の取調べをすることはできるが、証人尋問をすることはできない。
- エ. 証拠保全の決定は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを行うことができない。
- オ. 証拠保全の申立てを却下する決定に対しては、抗告をすることができる。
1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第42問〕（配点：2）

裁判によらない訴訟の完結に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 45〕）

- ア．請求の認諾は、和解の期日においてもすることができる。
- イ．請求の放棄は、被告が本案について口頭弁論をした後であっても、その同意を得ることなくすることができる。
- ウ．当事者双方が裁判外で訴えを取り下げる旨の合意をし、被告がその合意の存在を口頭弁論又は弁論準備手続の期日において主張立証した場合には、訴えの取下げがあったものとみなされる。
- エ．裁判所は、当事者双方のための衡平を考慮し、職権で、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができ、当事者双方がその和解条項の告知を受けたときは、訴訟上の和解が調ったものとみなされる。
- オ．訴訟が訴訟上の和解により終了した場合において、その後、その和解の内容である私法上の契約が債務不履行により解除されたとしても、和解による訴訟終了の効果には影響を及ぼさない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第43問〕（配点：2）

簡易裁判所の訴訟手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No. 46〕）

- ア．訴状を提出して訴えを提起する場合には、紛争の要点を明らかにすることで請求の原因に代えることはできない。
- イ．原告又は被告が口頭弁論の続行の期日に出頭しない場合であっても、裁判所は、その者が提出した準備書面に記載した事項を陳述したものとみなし、出頭した相手方に弁論をさせることができる。
- ウ．当事者双方の申出があり、裁判所が相当と認めるときは、口頭弁論の期日を公開せずに行うことができる。
- エ．被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合には、簡易裁判所は、職権により、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。
- オ．簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でも司法書士でもない者を訴訟代理人とすることができる。

1. ア エ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

〔第44問〕（配点：2）

控訴に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No. 47〕，〔No. 48〕順不同）

1. 控訴審において訴えの交換的変更がされた場合において、変更後の訴えに対する控訴裁判所の判断の内容が第一審判決の主文と同じものとなるときは、控訴裁判所は、控訴を棄却するとの判決をしなければならない。
2. XのYに対する貸金返還請求訴訟において、Yが弁済の主張と共に予備的に相殺の主張をしたところ、第一審裁判所が、貸金債権が相殺により消滅しているとしてXの請求を棄却するとの判決をした場合に、Yは、第一審判決を不服として控訴することができない。
3. XがYに対して選択的に債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起したところ、第一審裁判所は、不法行為に基づく損害賠償請求の一部を認容し、その余の請求を棄却するとの判決をした。これに対し、Yが控訴をしたが、Xは控訴と附帯控訴をしなかった場合において、控訴裁判所が不法行為に基づく損害賠償請求の全部を棄却すべきと判断したときは、控訴裁判所は、債務不履行に基づく損害賠償請求権の有無について判断するまでもなく、第一審判決を取り消してXの請求をいずれも棄却するとの判決をすることができる。
4. XがY1とY2を共同被告として、Y1に対して貸金の返還を求める訴えを、Y2に対して保証債務の履行を求める訴えをそれぞれ提起したところ、第一審裁判所は、Y1に対する請求を認容し、Y2に対する請求を棄却する判決をした。この場合において、Xのみが控訴をしたときは、第一審判決のうちY1に対する請求に関する部分については、移審の効果は生じない。
5. 亡Aの配偶者Xが子であるY及びZを共同被告としてYがAの相続人の地位を有しないことの確認を求める訴えを提起したところ、第一審裁判所が、Xの請求のうち、Yに対する請求を認容し、Zに対する請求を棄却するとの判決をした場合において、Yのみが控訴をし、Xが控訴又は附帯控訴をしていないときであっても、控訴裁判所は、合一確定に必要な限度で、第一審判決のうちZに関する部分をZに不利益に変更することができる。

〔第45問〕（配点：2）

再審の訴えに関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No. 49〕，〔No. 50〕順不同）

1. Xが甲地方裁判所においてYに対して提起した訴えについて請求を棄却するとの判決がされ、控訴がされず、この判決は確定した。この確定した判決に対してXが再審の訴えを提起する場合には、管轄裁判所は、その管轄区域内に甲地方裁判所が所在する高等裁判所である。
2. 株式会社Yの株主ZがYを被告として提起した新株発行無効の訴えにおいて、YがZの請求を実質的に争わず不誠実な訴訟追行をした結果、Zの請求を認容した判決が確定した場合に、新株発行に係る株式の株主であるXは、Y及びZを被告として株主たる地位の確認請求を定立して独立当事者参加の申出をするとともに再審の訴えを提起すれば、当該再審の訴えの原告適格が認められる。
3. Xは、XのYに対する請求を棄却する判決の確定から3か月後、この判決の証拠となった証人Aの証言が虚偽であることを知り、その1年後に、Aの偽証につき有罪判決が確定したことを知った。この場合において、Aの偽証を理由とする上記棄却判決に対するXの再審の訴えは、XがAに対する有罪判決の確定を知った日から30日の不変期間内に提起しなければならない。
4. XのYに対する土地の所有権確認請求訴訟につき、Xの請求を棄却するとの判決が確定した。その後、Xが死亡し、Xの唯一の相続人であるZがYを被告として、この確定判決に対する再審の訴えを提起した場合に、この訴えに係るZの原告適格は認められない。
5. XのYに対する請求を棄却するとの判決の正本がXに送達されたが、Xは、当該判決には判断の遺脱があることを認識しながら控訴をしなかった。この場合に、Xは、その後確定した当該判決に対して再審の訴えを提起し、当該判断の遺脱を再審事由として主張することはできない。